

令和8年度 星槎もみじ中学校『いじめ防止基本方針』

生徒支援部

はじめに

いじめが、「いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」ことに鑑み、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。そのためにも、全職員が組織として一貫した対応をすることで、生徒や保護者の安心感や、いじめ抑止につながると考えられるため、本校においても『いじめ防止対策推進法』の基本理念に則り、基本的な方針を策定するものである。

いじめ防止対策推進法

第2章 いじめ防止基本方針等

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための方策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行なうため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

1 いじめとは

ここにおける「いじめ」とは、本校に在籍する生徒に対して、本校に在籍する生徒等が行なう心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行なわれるものを含む）であって、当該行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢

「いじめは人として決して許されない行為である」という共通認識の下、全ての生徒がいじめを行なわず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、互いの人格を尊重し合える態度を育てることが重要である。

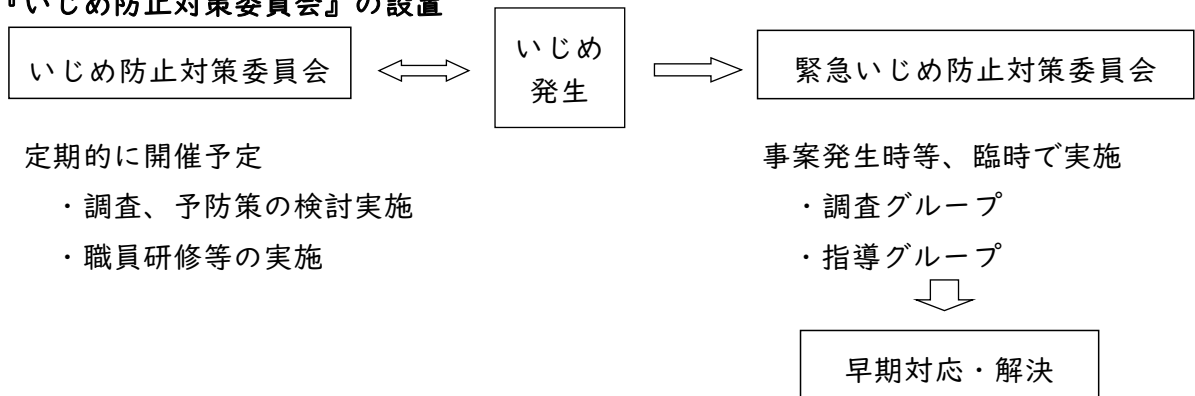
しかし、「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こり得る」という危機意識を常にもつことも必要であり、全ての生徒が安心して諸活動に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行なわれなくなるよう、平時より未然防止に努めることが重要である。

また、「いじめゼロ」を目指す中でも、いじめが起こった際には、早期発見、早期対応のために、学校・家庭・地域・関係機関が一体となり取り組むことができるような組織を充実させるとともに、職員の研修を積み対応スキルの向上に努めなければならない。

3 いじめ防止対策推進の基本的な考え方

- (1) 上記「いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢」を全教職員及び保護者等で共有し、いじめの根絶に向けた組織的な取組を推進する。
- (2) 校長をリーダーとするいじめ防止対策推進に特化した組織を校内に設置し、実効性のある取り組みを推進する。
- (3) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害を生じさせたり、相当の期間学校を欠席したりすることを余儀なくされているような重大事態のいじめ発生については、北海道知事に報告し、事実解明等を行う緊急の調査組織を設け、被害者救済のための必要な措置を講じる。

4 『いじめ防止対策委員会』の設置



(1) 設置について

- ア いじめに特化した特別委員会『いじめ防止対策委員会』を設置し、「予防」「早期発見」「早期対応」の指導体制、方針を決定し、また、重大事態に関しても、その動きの主体となる。
- イ 本校生徒がいじめ（インターネット関係〔SNS等〕を含む）の加害者や被害者にならないような取り組み（SST等）を積極的に進める中で、いじめを生まない土壌を形成する。
- ウ 生徒や保護者が、いつでもいじめについての相談がしやすいよう相談体制の整備を図り、いじめが起きた場合でも早期発見に努め、重大事態に発展しないようにする。
- エ いじめが確認された場合には、組織的対応の流れに則り、被害生徒の心身の安全を速やかに確保し、学校に安心して登校できる環境を整える。
- オ いじめが特に重大な犯罪行為として判断される場合には、関係機関と連携を図る。

(2) 委員会の構成

上記(1)の趣旨に則り委員会が円滑に遂行されるよう、次のメンバーにより組織し、定期的及び臨時に会議を開き、いじめ防止対策を推進する。

教頭・生徒支援部長・スクールカウンセラー

(その他必要と考える教諭、外部専門家(連携、調整は管理職が行う))

(3) 委員会の取組事項

- ア いじめ防止基本方針の策定と公開。
- イ いじめ根絶に係る生徒の自治活動の推進。
- ウ 生徒の思いやりの心など豊かな心の育成。
- エ 生徒の望ましい人間関係や自己有用感の育成。
- オ 生徒の情報モラルの育成。
- カ インターネット・トラブルの対応。
- キ いじめの早期発見・早期解消。
- ク いじめの再発防止。
- ケ 関係諸機関との連携。
- コ 保護者等への適切な情報提供と研修。
- サ いじめの問題及び生徒理解に係る職員の研修。
- シ いじめ防止対策推進に係る検証と改善。

(4) いじめの未然防止・早期発見に向けて〔定期いじめ防止対策委員会〕

- ア 週1コマの「SST」の授業と、全教科における積極的なTT授業の実施。
- イ 生徒会による「いじめ撲滅運動」「ポスター作り」等の実施。
- ウ 生徒との定期面談及び臨時面談の実施。
- エ 保護者との定期連絡及び面談の実施。
- オ 「いじめ調査」の実施(年2回以上)。
- カ 生徒状況交流会(終会)の実施(情報交換、情報共有)。
- キ いじめの問題に関する校内研修の実施(生徒理解研修・事例研修等)。
- ク 星槎グループ全国生徒指導研修への参加。
- ケ 地域交流・ボランティア活動の積極的実施(地域まつり等)。
- コ 外部相談窓口の紹介。
- サ ネットパトロール(ピットクルー)との情報共有。
- シ 関係機関、地域住民等からの情報収集。

- (5) いじめの早期対応に向けて〔緊急いじめ防止対策委員会〕
- ア 迅速、正確な情報収集（教職員、生徒、保護者、地域住民等）。
 - イ 役割を分担した指導・支援体制を組む。
（担任、学年担任、養護教諭、SC、生徒指導部、管理職等）
 - ウ 保護者との連携（事実経緯と対応策の誠意ある説明と協力要請等）。
 - エ 二次被害防止の徹底。
 - オ 事案によっては関係機関との連携を図る。
- (6) いじめ解消の判断基準
- ア いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等を鑑みてさらに経過観察を行うこともある。
 - イ いじめに係る行為が止んでいるかどうかは、被害生徒が心身の苦痛を感じていない、と本人及び保護者との面談等で確認して判断する。
 - ウ 解消したと判断する状態に至っても、経過観察は常に行うこととする。
- (7) 重大事態への対応
- ア 重大事態とは、「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害を生じさせている」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」ような事態であり、発生においては、直ちに北海道知事に報告をするとともに、事態の調査の主体を知事が判断する。
 - イ 重大事態発生の場合は、「北海道総務部法務・法人局学事課」へ報告、通報をするとともに、校外専門家への協力要請を含め調査組織を設置し、事態の把握に努める。
 - ウ 重大事態に至るいじめを生んだ背景事情や、関係生徒の人間関係、学校の対応等の事実関係を徹底的に調査する。
 - エ 学校は、調査によって明らかになった事実関係や再発防止策を、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適宜説明をしなければならない。なお、必要な情報の提供に当たっては、関係者の個人情報保護に十分配慮し、適切に対応する。

5 いじめ防止基本方針の周知徹底のために

- (1) いじめに対する取り組みを振り返り、改善案等を省察する。
- (2) 未然防止のための取り組みとして、いじめアンケートの実施（年2回程度）とともに、いじめ学活（LHRやSSTで行う）や、生徒会が中心となって生徒自らが考えるいじめ防止基本方針（仮称）を作成し、いじめ防止の取り組みなどを自分たちが行うことで、いじめについて考える時間を生徒と教職員が共にもてるようにする。
- (3) 生徒の一人ひとりの特性をふまえ、生徒理解に務め、信頼関係の構築を日々行う。

6 いじめ発生時の対応について

【発見・初期対応】

いじめに係る報告や相談を受けたり、いじめと疑われる事案を発見した教職員は、速やかに該当担任と生徒指導部長に報告をする（その際は、5W1Hを盛り込むこと）。生徒の特性や出来事が発生した要因・背景を鑑みて、いじめ防止対策委員会が会議を招集する。会議では、現時点で報告されている情報を整理、共通理解を行う。また、調査方法の確認、人員の振り分け等を行う。

【事実確認・方針決定】

職員を「調査グループ」「指導グループ」に分けて対応する。「調査グループ」は必要な情報を収集し、事実関係の把握と整理に務める。「指導グループ」は加害生徒、被害生徒と面談をもち、事実確認とともに、心のケアや安全確保に務める。集められた情報を委員会が収集・整理し、指導方針と指導体制を決定する。

また、適宜担任が中心となって保護者への連絡を行い、状況報告・現状把握・今後の指導方針等の共通理解を図る。

【対処・指導】

加害生徒、被害生徒・保護者双方への確かな指導・支援・情報共有を行う。また、いじめに係る行為や状況が解消されたかどうか経過観察を怠らず、日々の指導に務める。

【事後対応】

生徒指導報告書に、発見・初期対応から対処・指導までの状況をまとめ指導部に提出。同時に全体に発信をし、指導状況等の共有を図る。報告書は、原則初期対応を行った教員が作成する。

なお、生徒指導報告書は、04分掌¥生徒指導部¥02生徒指導係¥生徒指導に関することに保存してあるものを使用する。

星槎の指導基本理念

全ての生徒が自信と笑顔を得ることができるために、

星槎の3つ約束『人を認める』『人を排除しない』『仲間を作る』の下、

ともに喜び、笑い、涙することができる『共感理解教育』を進めます。